

薬 第 4 5 6 2 号
平成 27 年 3 月 23 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例の
施行について（通知）

「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例」（平成 27 年条例第 34 号。以下「改正条例」という。）については、平成 27 年 3 月 23 日に公布され、同日から施行されます。

つきましては、本条例の改正の趣旨、内容及びその他留意事項については下記のとおりですので、知事指定薬物の適正な取り扱いについてご留意ください。

記

第 1 改正の趣旨

事務手続きの迅速化を図るため、知事指定薬物の指定及び削除を規則から公示により行うものである。

第 2 改正の内容

- 1 条例第 9 条第 1 項に規定する知事指定薬物の指定を公示により行うこととする。 （改正条例第 9 条第 1 項関係）
- 2 知事指定薬物の失効に係る規定を追加したこと。（改正条例第 9 条第 4 項関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととしたこと。

第 3 施行期日

平成 27 年 3 月 23 日から施行するものであること。

第 4 条例改正にあたっての留意事項

知事指定薬物の公示については、告示として大阪府公報に掲載することにより行うこととしたこと。

大阪府健康医療部
薬務課麻薬毒劇物グループ
TEL:06-6941-9078（直通）
FAX:06-6944-6701